

小型移動式クレーン運転技能講習実施要領

日本クレーン協会長野支部教習センター

学科 1日目 集合8:55

講 習 科 目	講 習 時 間	
小型移動式クレーンに関する知識	9:00 ~ 10:30	1.5h
	10:35 ~ 12:05	1.5h
昼休み	12:05 ~ 12:45	
小型移動式クレーンに関する知識	12:45 ~ 14:15	1.5h
	14:20 ~ 15:50	1.5h
関係法令	15:55 ~ 16:55	1.0h

学科 2日目 集合8:55

講 習 科 目	講 習 時 間	
小型移動式クレーンの運転技能に係る原動機及び電気に関する知識	9:00 ~ 10:30	1.5h
	10:35 ~ 12:05	1.5h
学科講習一部免除者は続いて学科試験 午後の講習免除	12:10 ~	
他の者は昼休み	12:05 ~ 13:00	
小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	13:00 ~ 14:30	1.5h
	14:35 ~ 16:05	1.5h
学科講習一部免除者以外の者学科試験	16:10 ~	

実技 3日目 集合7:55

講 習 科 目	講 習 時 間	
小型移動式クレーンの運転のための合図	8:00 ~ 9:00	1.0h
小型移動式クレーンの運転	9:05 ~ 10:35	1.5h
	10:40 ~ 12:10	1.5h
昼休み	12:10 ~ 12:50	
小型移動式クレーンの運転	12:50 ~ 14:20	1.5h
	14:25 ~ 15:55	1.5h
実技試験	16:00 ~	

【一般事項】

- 1 全ての科目を受講し、学科及び実技試験の合格した者に修了証を交付します。
- 2 開講時刻に遅刻した者は受講を認めません。講習の途中で退席等欠講した者は以降の受講は認めません。
- 3 受講中、講師の指示に従わない者、受験に不正があった者、他の受講者に迷惑な行為のあった者は採点の結果の如何に拘らず不合格とします。
- 4 受講中は携帯電話の使用、喫煙、飲食を禁止します。
- 5 講習開始前、点呼を取り出欠を確認します。
- 6 講師は(一社)日本クレーン協会長野支部の登録講師から指名します。